

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月8日

関門港長



関門港門司第1船だまり周辺海域における航泊の禁止について

関門港門司第1船だまり周辺海域において、「関門港ボート天国」の行事が実施されるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶並びに緊急用務船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和6年7月14日（日）午前10時00分から午前11時30分までの間

2 区 域（航泊禁止区域略図参照）

基点（北緯33度56分55.2秒：東経130度57分44.0秒）から真方位180度150mの地点を結んだ線の陸側に囲まれた海域

3 備 考

航泊禁止期間中、現場付近に警戒船が配備される。

航泊禁止区域略図



基点(北緯33-56-55.2:東経130-57-44.0) から
真方位180度150mの地点を結んだ線の陸側に
囲まれた海域